



各 位

会 社 名 株 式 会 社 N a I T O 代表者名 取 締 役 社 長 坂 井 俊 司 (コード: 7624 東証スタンダード市場) 問合せ先 取締役管理本部長 伊藤 潤 (TEL 03-3800-8614)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、令和4年5月24日開催予定の当社第71期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が令和4年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの削除ならびに新設に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程 (予定)

以上

現行定款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし	(削除)
提供)_	
第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総	
会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類	
に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省	
令に定めるところに従いインターネットを利用する方	
法で開示することにより、株主に対して提供したもの	
<u>とみなすことができる。</u>	
<u>(新設)</u>	(電子提供措置等)
	第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総
	会参考書類等の内容である情報について、電子提供措
	置をとるものとする。
	2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省
	令で定めるものの全部または一部について、議決権の
	基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する
	書面に記載しないことができる。
	附則
<u>(新設)</u>	(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)
	第 2 条 変更前定款第14条(株主総会参考書類等
	のインターネット開示とみなし提供)の削除および変
	更後定款第14条(電子提供措置等)の新設は、令和
	4年9月1日から効力を生ずるものとする。
	2. 前項の規定にかかわらず、令和5年2月末日まで
	の日を株主総会の日とする株主総会については、変更
	前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネッ
	ト開示とみなし提供) はなお効力を有する。
	3. 本条は、令和5年3月1日または前項の株主総会
	の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこ
	れを削除する。